

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第131号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

次のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の規定に基づく登録の申請に対する審査等に係る手数料を定めることとしました。

区 分	単 位	手 数 料
動物の愛護 及び管理に 関する法律	1 件	第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査 15,000円。ただし、動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額
		第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査 15,000円。ただし、動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額
		第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査 11,000円。ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに6,000円を加えた額
		第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査 7,000円。ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに2,000円を加えた額
動物の愛護 及び管理に 関する法律 施行規則	1 件	第2条第6項の規定に基づく動物取扱業の登録証の再交付 1,100 ^円
		第15条第6項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付 1,100

この条例は、平成18年6月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第131号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表薬事法施行令の項の次に次の2項を加える。

動物の愛護及び管理に関する法律	第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	1 件	15,000円。ただし、動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額
	第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査		15,000円。ただし、動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額
	第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査		11,000円。ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに6,000円を加えた額
	第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査		7,000円。ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに2,000円を加えた額
動物の愛護及び管理に関する法律	第2条第6項の規定に基づく動物取扱業の登録証の再交付	1 件	1,100
	第15条第6項の規定に基づく		

施行規則	特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	1,100
------	---------------------	-------

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)